

改正後

現行

(削る)

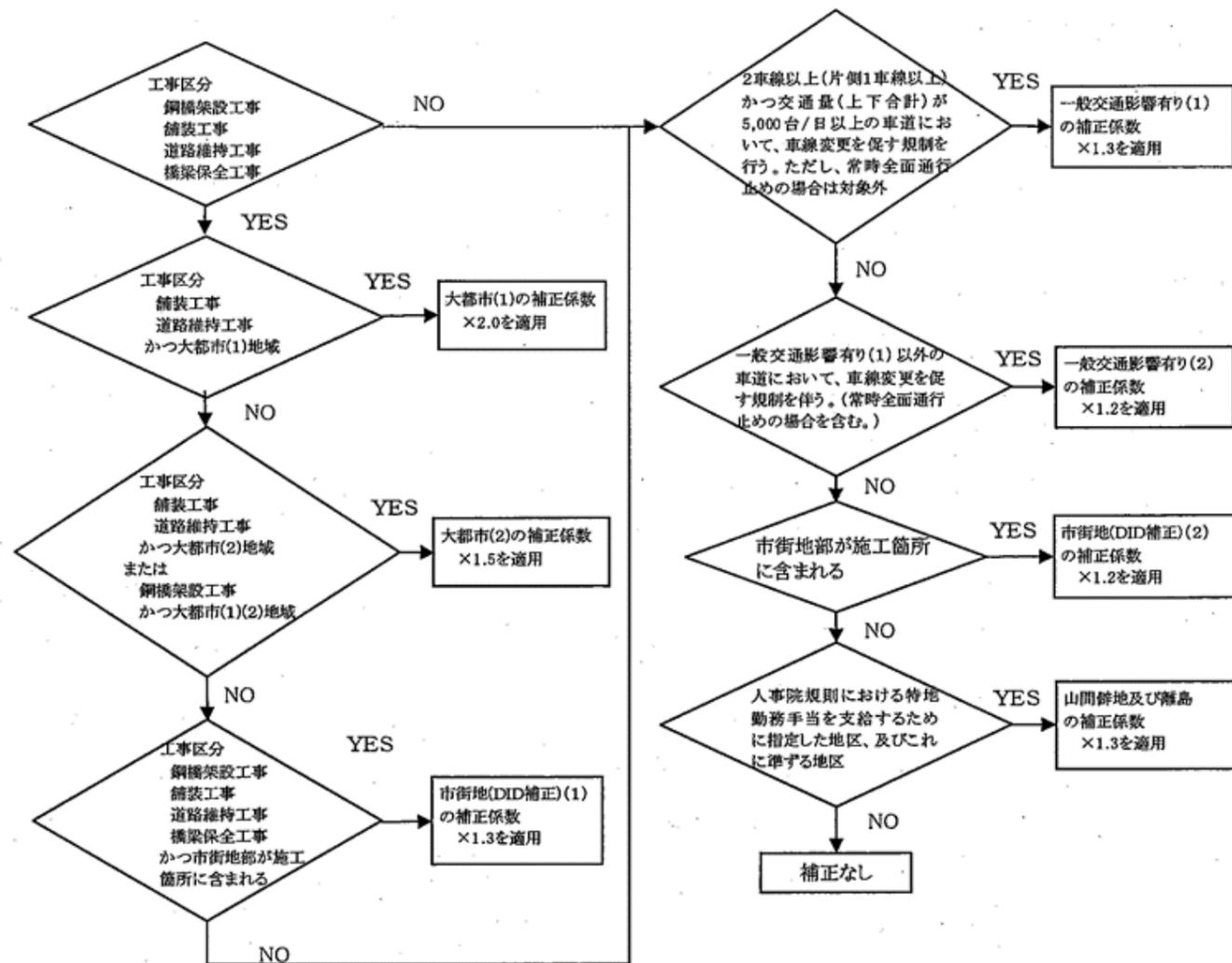


図 1-1 地域補正の適用フロー

改正後

現行

2. 共通仮設費
(ア) 現場管理費率

表2-1 工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。 (%)	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
治山・地すべり工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
森林整備		42.63	387.3	-0.1400	21.28
道路工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。 (%)	700万円を超え3億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		3億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	B	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下 下記の率とする。 (%)	200万円を超え1億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		1億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	B	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81

第4表

工種区分	純工事費 適用区分	1000万円以下 下記の率とする。 (%)	1000万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	B	
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69

現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \text{ (小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。)}$$

ただし、Jo:現場管理費率 (%)

Np:純工事費(円)

2. 共通仮設費
(ア) 現場管理費率

表2-1 工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。 (%)	700万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		10億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	b	
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11
治山・地すべり工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78
森林整備		42.43	385.5	-0.1400	21.18
道路工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18

第2表

工種区分	純工事費 適用区分	700万円以下 下記の率とする。 (%)	700万円を超え3億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		3億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	B	
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

工種区分	純工事費 適用区分	200万円以下 下記の率とする。 (%)	200万円を超え1億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		1億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	B	
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69

第4表

工種区分	純工事費 適用区分	1000万円以下 下記の率とする。 (%)	1000万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		20億円を超えるもの 下記の率とする。 (%)
			A	B	
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66

現場管理費率(Jo)の算定式

$$Jo = A \times Np^b \text{ (小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。)}$$

ただし、Jo:現場管理費率 (%)

Np:純工事費(円)

A, b:変数値

改正後

現行

A、b：変数値
(イ) 現場管理費率の補正
a 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正
表 2-2 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
大都市 (1)・(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	道路維持工事			
市街地 (DID 補正) (1)	道路維持工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	道路維持工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	2
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	道路維持工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正) (2)	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4
	道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種	一般交通影響有り(3)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
山間僻地及び離	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

(注) (略)

(イ) 現場管理費率の補正
a 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正
表 2-2 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
大都市 (1)・(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	道路維持工事			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
市街地 (DID 補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り (2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
市街地 (DID 補正) (2)	市街地 (DID 補正) (1) 以外	市街地 (DID 補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離	全ての工種	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

(注) (略)

改正後

現行

(削る)

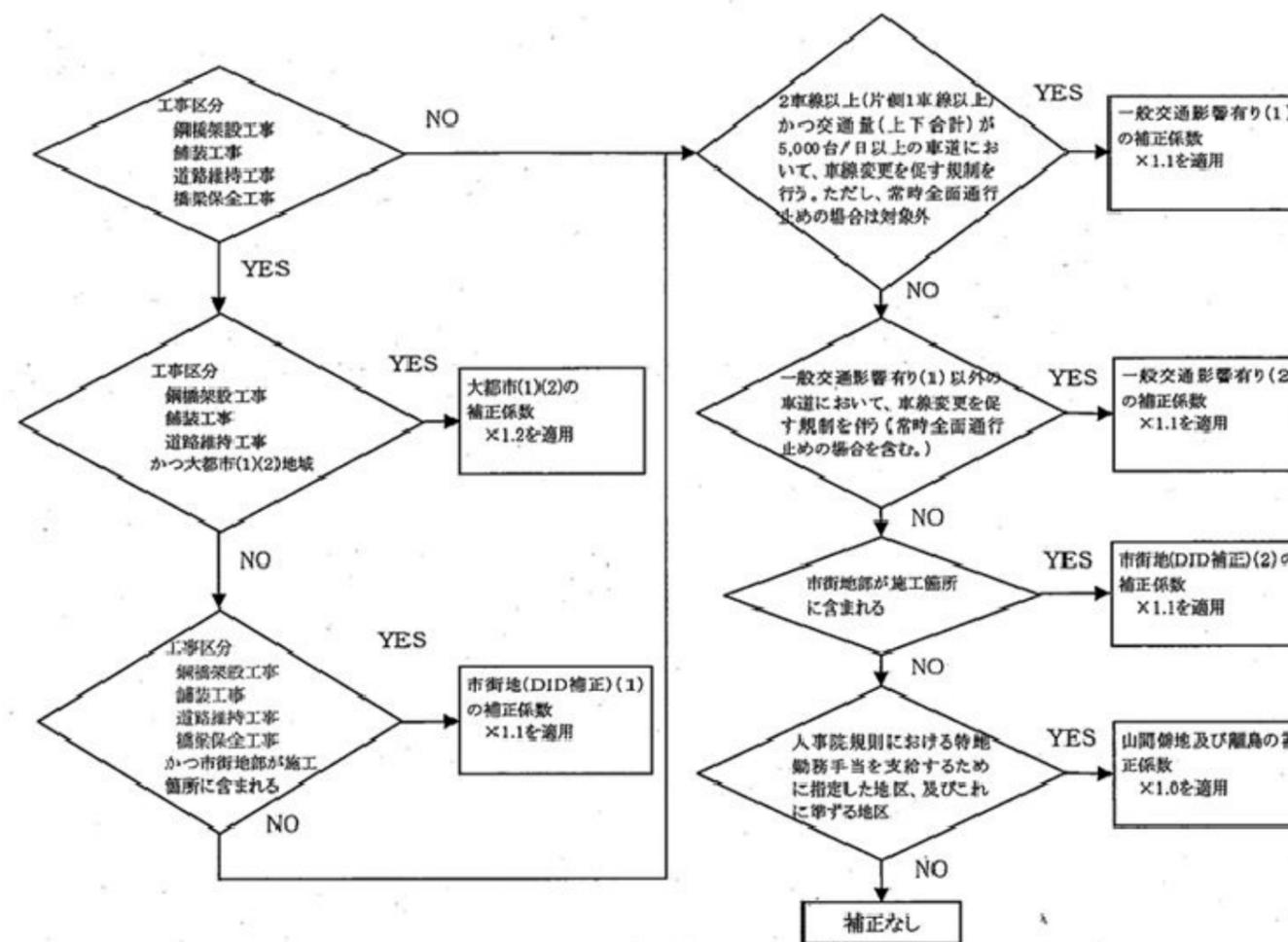


図 2-1 現場管理費補正のフロー